

## 秋市選管告示第55号

公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年12月1日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

### 公職選挙事務執行規程の一部を改正する規程

公職選挙事務執行規程（昭和34年秋田市選管告示第29号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項第1号(カ)中「500円」を「1,000円」に改め、同号(カ)を同号(キ)とし、同号(オ)中「1,000円」を「1,500円」に、「3,000円」を「4,500円」に改め、同号(オ)を同号(カ)とし、同号(エ)中「1万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同号中(エ)を(オ)とし、(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額

第28条第1項第3号(ア)中「船賃」の次に「、航空賃」を加え、「第1号(ア)、(イ)および(ウ)」を「それぞれ第1号(ア)から(エ)まで」に改め、同号(イ)中「1万円」を「2万円」に改め、同条第2項中「1万円」を「1万5,000円」に、「1万5,000円」を「2万円」に改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。